船橋市罹災証明書及び被災(届出)証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。) 第90条の2第1項に基づき、法第2条第1号に規定する災害(火災を除く)(以下、「災 害」という。)によって船橋市内で生じた被害(以下「罹災」という。)の状況に対する 証明書(以下「証明書」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 建物 不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第111条に規定する屋根 及び周壁またはこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目 的とする用途に供し得る状態にあるもの
 - (2) 住家 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣 府政策統括官(防災担当)通知。以下「認定基準」という。)に規定する現実に居住の ために使用している建物
 - (3) 非住家 認定基準に規定する住家以外の建築物
 - (4) 不動産 民法(明治29年法律第89号。)第86条第1項に規定する土地及びその 定着物
 - (5) 動産 民法第86条第2項に規定する不動産以外のもの
 - (6) 人的被害 罹災により、認定基準に規定する死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者と なった者の状況をいう。
 - (7) 罹災証明書 住家について、罹災の程度を証明する書面
 - (8) 被災(届出)証明書 非住家、住家以外の不動産及び動産並びに人的被害について、 罹災の事実の届出があったことを証明する書面

(証明書の申請内容等)

第3条 前条7号及び8号の規定による証明書の申請内容及び罹災(被災)者は、別表の 証明書区分に応じ、同表に定めるところによる。

(交付の申請)

- 第4条 前条の規定による罹災(被災)者は、市長に対し、証明書の交付の申請をすることができる。
- 2 前項の規定による申請は、罹災(被災)証明願(第1号様式)により行わなければならない。この場合においては、申請者は、別表の証明書区分に応じ、同表に定める添付書類を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、 代理人は委任状を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、特別な事情があると市長が認めるときはその限りではない。 (調査の実施)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容に基づき、必要な調査 を遅滞なく実施するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認めるときはその 限りではない。
- 2 前項の調査は、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、 実施するものとする。

(証明書の交付)

- 第6条 市長は、前条に定める調査の結果、罹災の程度を判定したときは、罹災証明書(第2号様式)を交付するものとする。
- 2 市長は、第4条の規定による申請により、その事実を現認したときは、被災(届出) 証明書(第3号様式)を交付するものとする。

(再調査の申請)

- 第7条 前条第1項による罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって補正を求めるときは、再調査の申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、再調査を行い、罹災証明書を交付するものとす る。

(証明書の再交付)

第8条 証明書の交付を受けた者が再交付を受ける時は、第4条各項の規定により手続きを行うものとする。なお、申請者本人確認書類以外の添付書類については省略することができる。

(手数料)

- 第9条 第2条第7号及び8号の規定による証明書の交付に係る手数料は、船橋市手数料条例(昭和36年船橋市条例11号)第10条第2項の規定により、減免とする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用する ことができる。

別表

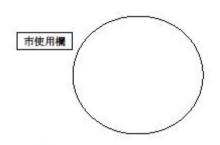
証明書区分	申請内容	罹災(被災)者	添付書類
罹災証明書	住家	住家に居住する者	申請者本人確認書類 被害箇所がわかる写真 建物全体の写真
被災(届出)証明書	非住家	非住家の占有者及び所 有者	単請者本人確認書類 被害箇所がわかる写真 建物全体の写真 登記簿等所有関係がわか る書類
	住家以外の不 動産 動産	住家以外の不動産の占 有者及び所有者 動産の占有者及び所有 者	申請者本人確認書類被災現場・内容の写真
	人的被害	人的被害を受けた者そ の他市長が認めた者	申請者本人確認書類 被害の事実を証明する書 類

新規・再調査・再交付

罹災(被災)証明願

船	喬市長 あ	て				年		月	Ħ
申	(フリガナ)								
請	氏名								
	住所		Tea.	()			
者	TEL		IEL	(,			
罹	(フリガナ)						申請	去レ	ر د ا
災無	氏名						THE	нС	
罹災(被災)者	住所					г	申請	者と	តា េ
者	TEL		Tin	()			-
ш	※福災証	明書の申請には、世帯主情報が必要であ	り、罹災証	E明書に記	記載さ	れます。			
世帯主情報	(フリガナ) 氏名					口罹災	(被災	()者と	同じ
報	住所 TEL		Ter.	(□罹災)	(被災	()者と	同じ
	٤(被災)	年 月 日	原因		水害	□地震	ŧ 🗆	その	他
年屋《	月 日 (被災)		20 4 Mills				_		
	新 斯	所在地:船橋市							
		<罹災証明書 申請>							
		□木造 □非木造							
uto 1	請 内 容	※住家:現実に居住のために使用してい	る建物						
4	IN PS AF	<被災証明書 申請>							
		□非住家 □住家以外の不動産・動産(塀、物置、家具等) □人的被害							
		※住家以外の不動産及び動産については被災証明書の発行になります。							
被:	客 内 容								
証	明 書	□ 保険請求 □ 会社提出 □ 被災	者支援制度	变	証明	書			Ť.
便力	用目的	その他()		必要	枚数			-
<u>*</u> !	□ 自己判定方式を希望し、「準半線に至らない」(損害割合 10%未満) という結果に同意します。 ※自己判定方式は、写真等を基に審査を行い、証明書を短期間で交付する方法です。 自己判定方式を用いない場合は、中請を受けた後に家屋調査の実施、標災程度の判定を行うことから、 罹災証明書発行に時間を要します。 被審程度の例は裏面を参照。 上記に記載および、□に☑チェックをお願いします (裏面も参照してください)								
罹	羅災者(被災者)もしくは同居している方以外が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。								
委任状									
申請者を罹災者(被災者)の代理人と認め、申請及び証明書受領に関する権限を委任いたします。									
年月日									
委	仕者(種)	《者等》 住 所							
		氏 名						•	

第1号様式-裏



番号	受付者	発行者	現場調査員
確認用		者本人殊認	□被害写真等
□証明顧		証明書	□被災証明書

<罹災証明の確認事項について>

- この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
 - ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・住家以外の不動産・動産については、その他被災の事実(被災者からの届け出があったこと)
 を証明する被災証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。
- 集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの 「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
- 「福災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 ※表面に現れない被害(地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請・記入事項について>

- 申請には、申請者の身分証(免許証等)および、被害場所の写真の複写が必要です。
- 非住家の申請には、建物との所有関係がわかる書類(家屋の登記簿・固定資産評価証明等)の写しが必要です。

<被害程度の例>

全線-住家の損壊が甚だしく、補修により再使用するものが困難なもの。住家すべてが倒壊、 流出、焼失したもの。住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの。

大規模半線-居住する住家が、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ 当該住宅に居住するのが困難なもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの

中規模半線-居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模 の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの 住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの

半線一住家の損壊が甚だしいが、修繕すれば元通りに再利用できるもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの

準半線-住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの

一部損譲 (準半線に至らない) 一住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

- ※半線の例(以下はあくまで目安であって必ずしも半線になるわけではありません。)
 - ・台風にて屋根がすべて無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
 - ・外部から来た木の水位が徐々に高くなり、居室から上に30cm以上浸水した。

第 号

罹災証明書

	IE 人 III 71 目
世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員	
罹災原因	のによる
被災住家※ の所在地	
住家※の 被害の程度	
被害内容	
※住家とは、現 いる建物のこと	現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用して と。(被災者生活再建支援金や災害教助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
備考	
上記のとおり	つ、相違ないことを証明します。
年 月	3 8

船橋市長 (

第号

被災(届出)証明書

氏 名	
住 所	
被災場所	
被災の原因	
被災年月日	
被災の内容	

上記の内容について、申請者より届出があったことを証明する。

年 月 日

船橋市長 @

※当証明書は市へ届出があったこと(被災の事実)を証明するものです。